

1 本指針の目的・対象・構成

(目的)

本指針は、学校の管理下における事故の未然防止を図るとともに、事故が発生した際、

- ・児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うこと
- ・児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明を行うこと
- ・これまでの安全対策の検証や発生原因の究明を行うこと
- ・再発防止などの取組を行うこと

により事故の被害を最小限にとどめ、学校、学校の設置者、都道府県等担当課が組織的に対応していくことを目的に作成している。

(対象)

本指針の対象とする「事故」は、原則として、学校の管理下（本指針においては登下校中に発生した事故もその対象に含むものとする。以下同様。）[※]で発生した事故とする。なお、以下に示す事案についてはそれぞれの実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、一義的には以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、それによらない部分については、本指針を参考とすること。（★）

- ・幼稚園及び認定こども園における事故

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインを参考にして適切な対応が行われるようにすること

- ・いじめの重大事態

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

- ・児童生徒等の自殺

通知「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（平成26年7月1日付け26文科初第416号）

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年7月 文部科学省）

※いじめが背景に疑われる場合の自殺については、「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として、法律に基づいた対応を行うこと。

- ・学校給食における食物アレルギー事故

学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）

(構成)

本指針は、上記目的を達成するために、

- ・事故発生の未然防止策
- ・事故対応に備えた事前の取組等
- ・事故発生後の対応の流れ
- ・調査の実施

- ・再発防止策の策定と実施
- ・被害児童生徒等の保護者への支援 等

について、学校、学校の設置者、都道府県等担当課、国において実施すべき内容をまとめたものである。(★)

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める、「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

【本指針で使用する用語の解説】

学 校：本指針における「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

学校の設置者：公立学校の場合は学校を設置・管理する教育委員会、私立学校の場合は学校法人等、国立大学法人が設置する附属学校の場合は国立大学法人をいう。

都道府県等担当課：都道府県教育委員会、都道府県私学担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課をいう。

詳細調査委員会：学校の設置者の下に設置する事件の詳細を調査する委員会をいう。外部専門家が参画するなどし、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

★：【別紙】Q&A（学校事故対応に関する指針の運用に関すること）

チェックリスト：本指針に基づく取組を確認するための学校、学校の設置者、都道府県等担当課別のチェックリスト 参考様式1, 2, 3